

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で133号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成28年元旦

健康保険証に マイナンバーを活用

3年後の政策課題であるが、反対意見が多いようである。誰しも自分の病歴が漏洩するのは嫌である。医師会・歯科医師会も反対している。医療分野専用の番号（医療等ID）が導入されそうな雲行きである。



（竹内）

平成28年税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成28年度税制改正大綱がほぼ確定しています。平成27年12月10日現在で判明している内容をまとめてみました。

<法人税関係>

- 法人実効税率の引き下げ（現状32.11％）
平成28年4月1日開始事業年度より…29.97％ 平成30年4月1日開始事業年度より…29.74％
 - 法人事業税の税率引き下げと外形標準課税の拡大
資本金1億円超法人について、昨年の改正に加え、平成28年4月1日開始事業年度より、法人事業税の外形標準課税がさらに強化
 - 欠損金の繰越控除制度のさらなる見直し
大法人の繰越欠損金の控除限度がさらに引き下げられる
- | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 控除限度 | 所得×65％ | 所得×60％ | 所得×55％ | 所得×50％ |
- 建物附属設備・構築物の「定額法」一本化
平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備・構築物の減価償却方法が定額法に
 - 生産性向上設備投資促進税制の適用期限廃止
平成29年3月31日までの事業供用分をもって廃止
 - 雇用促進税制の見直し
対象となる雇用増が有効求人倍率が低い地域の無期・フルタイムの雇用増に限定される
 - 企業版ふるさと納税の創設
ただし、企業への「見返り」となる便宜供与は禁止される見込み

<個人所得税関係>

- 医療費控除の特例措置
セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチ OTC 薬控除が新設（従来の医療費控除と選択制）
- 空き家にかかる譲渡所得の特別控除の創設
相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住用家屋を相続した相続人が、その家屋およびその敷地（家屋除却後の更地を含む）を譲渡した場合には、その譲渡益から3,000万円を控除することができるようにする（平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間の譲渡）
- 住宅の三世代同居改修工事等に係る税額控除の創設
自己所有の家屋に三世代同居改修工事等をした場合、一定の税額控除ができる（平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したものの）

<消費税関係>

- 軽減税率の導入（平成27年12月10日現在、未確定）

<その他の改正事項>

- 通勤手当の非課税限度額の引き上げ（月15万円（現行10万円）まで） 平成28年1月1日より～
- 自動車取得税の廃止等、車体課税の改正 ➤ 国税のクレジットカード納付の創設（平成29年1月以降）
- 小規模企業者が領収書等を記録する場合のスキャナ保存の手続要件の特例

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。

平成28年2月9日（火）当事務所主催の税制改正セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

（大寺）

求人票

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

近頃、求人票を提出したものの、内容が不備のため、ハローワークからの問い合わせが多いようです。

《求人の申込みに必要な項目》

1. 従事する業務内容
2. 労働契約の期間
3. 就業場所
4. ①始業・終業時刻 ②所定労働時間を超える労働の有無 ③休憩時間・休日
5. 賃金額
6. 健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険の適用に関する事項

求職している労働者にとって、知りたい情報を詳しく、誤解がないように、明確に、就業規則等に沿って記載することが必要です。

また、後日、雇入れにより助成金の申請を行う場合は、特に重要です。

そして、労使双方で良好な雇用関係を結ぶことにより、今年も皆様方の事業所及びご家庭の益々のご繁栄をお祈り致します。

(竹内政代)



1月の社会保険労務

12日	一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
2月1日	労働者死傷病報告書の提出く休業4日未満10月~12月分>(労働基準監督署) 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所) 労働保険料の納付く延納第3期分>(郵便局または銀行) 有期事業概算保険料延納額く12~3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



リスマネ委員会 - 企業を取り巻くリスクとは -

中小企業の多くが売上を増加させることに目が向き、足元のリスクである危機管理に対する意識が希薄になりがちです。

経営において、100万円の利益を出すことと、100万円の損失を未然に防ぐことは同じ価値を持ちます。

企業経営における様々なリスクとは...

- ・労災
- ・盗難
- ・社員の不正
- ・業務上の賠償問題
- ・雇用問題
- ・ネットワークの障害
- ・ハラスメント問題
- 等々...

危機が発生する時期の予測は非常に困難ですが、起こりうる可能性のあるリスクを予測し、それらの事態に即座に対応できる体制を整えることは可能です。

危機を生み出すリスク予測と対応体制の確立は危機管理の基本と言えるのではないのでしょうか。

(さくらビジネス)

医療係 - 医院の現金管理のポイント -

現金の管理は会計の基本であり、経営の基本です。これをおろそかにすると正しい損益が把握できず、経営判断にも狂いが生じます。どんな診療所でもお金の受け渡しが無いことはありません。一番面倒ですが、一番大切です。現金管理について、以下のポイントに注意するといでしょう。

①窓口で扱う現金 ... 一日分の現金と日計表の金額を院長に報告し現金を渡します。

- ◆ 患者さんから頂く診療代は発行する領収書の金額と合っているか確認
- ◆ お釣りがあ場合は間違いの無いよう2回以上計算し、金種を確認
- ◆ 小口現金制度を採用し、窓口で頂いたお金から、経費を支出することは止める
- ◆ 患者さんから頂いたお金は一日分集めて数える
- ◆ レジに残すお釣りの金額は毎日一定の金額にする
- ◆ その日の日計表の合計と、実際のお金が合っているか確認

②院長が管理する現金 ... 院長は一日分の収入金額をそのまま銀行の口座に入れます。

- ◆ 窓口のお金はできれば翌日に預金へ預け入れ
- ◆ 日々入金することが理想
- ◆ 2~3日分溜まったとしても、一日ずつ入金する
- ◆ 窓口入金専用の口座を作り一日ずつ入金することで、通帳が収入の補助簿の代わりになり、記帳の手間が省ける
- ◆ 支出経費は小口現金制度を利用
- ◆ 給与は銀行振込を利用
- ◆ 院長の生活費は決まった日に引き出す



(後藤)

会計制度 - 原価計算と管理会計について⑨～埋没原価～ -

前回までで、CVP分析の解説は一通り終わりました。今回は、埋没原価という考え方について解説いたします。

埋没原価とは、会計的な意思決定を行う際に考慮することが無意味な原価のことです。具体例で検討してみましょう。

ある部品メーカーで、部品を1万個製造する際の製造コストが以下の通りであったとします。なお、製造量にはまだ8千個の余裕があるとします。

- ① 材料費 1個100円
- ② 労務費(固定費) 200万円÷1万個=200円
- ③ 機械減価償却費 300万円÷1万個=300円 合計 1個当たり600円

このメーカーに部品1個当たり200円で5千個の受注があったとして、この受注を受けるべきでしょうか。製造量にはまだ余裕がありますが、受注額は製造コストを大きく下回ります。

結論を言えば、この受注は受けるべきと言えます。なぜなら、この受注を受けようが受けまいが②の労務費と③の減価償却費は同額発生するからです。つまり、②と③は今回の受注案件を検討する際に考慮することが無意味な埋没原価であり、①の材料費と受注額を比較すると赤字であることから、受注すべきという結論になります。

埋没原価の考え方は、会社の意思決定上重要なものです。例えば、1億円の投資をしたものの成果が出ない事業を継続すべきか、という意思決定をする場合に、「1億円も投資したのだからもったいない、継続すべきだ」と考えてしまうことがあります。心情的にはその通りなのかも知れないのですが、過去の支出はこの投資を継続しようがしまいがすでに発生している埋没原価であるため、会計的に言えば過去の支出を考慮することに意味はありません。このケースを会計的に判断する際には、この事業は今後成果がでるのかどうかを見積もるなど、将来の予測数値に基づいた検討が必要です。

もっとも、会計的に埋没原価に意味は無いのですが、会社にとって埋没原価がすべて無意味というわけではありません。少なくとも、会社は知識や経験を得ることができるでしょうし、もしかしたら某ロケットドラマのように、経営者の強い意志によってその事業が将来花開く、ということになるかも知れません。

(孝志洋)

資産税係 - 生前に墓地や仏壇を購入すると相続税対策となる -

相続によって取得した財産は、原則として相続税の課税対象となりますが、墓石や仏壇等は祖先崇拜の慣習や国民感情等を考慮して、非課税財産となり相続税の対象になりません。

したがって、先祖代々のお墓のない方や仏壇のない方は生前にこれらを買っておくと相続税を節税することができます。

ただし、これらの財産を購入する際は以下の点に気をつける必要があります。

① 生前に購入しておく

仏壇等が必要な場合、被相続人が亡くなった後に購入しても非課税財産には該当しないため、生前に買っておく必要があります。

② 代金未払等は認められない

仏壇等を借金して購入した場合や、未払いになっている場合等は、債務控除の対象とならないため、必ず現金で支払っておく必要があります。

③ 骨董品に該当すると課税の対象に

商品や投資の対象となる祭具等は課税対象となってしまいます。純金の仏像等が非課税財産に該当するかは、問題となるところですが、相続税法ではこれらの材質や金額等は定められていません。よって、純金の仏像等が日常礼拝のために購入したのか、投資や相続税逃れのために取得したのか実態に応じて社会通念に従い、判断することになります。

(坂田)

1月の税務

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)2 支払調書の提出 提出期限…2月1日3 源泉徴収票の交付
(1)交付期限…2月1日
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者4 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…2月1日5 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中で市町村の条例で定める日6 27年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月12日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)7 27年11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…2月1日 | <ul style="list-style-type: none">8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…2月1日9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…2月1日10 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…2月1日11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…2月1日12 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…2月1日13 給与支払報告書の提出
(1)提出期限…2月1日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長 |
|---|---|

建設係 - 入札参加資格審査申請 追加受付開始 -

徳島県と参加市町村による平成28年度入札参加資格審査申請の共同受付が、以下のとおり実施されます。

受付日：平成28年1月15日(金)～平成28年1月25日(月)

受付場所：所轄の東部県土整備局、総合県民局県土整備部

※既に入札参加資格を有している方は、今回の申請は不要です。

※既に入札参加資格を取得している場合でも、希望市町村によっては毎年「個別審査書類」の提出が必要な場合があります。

※共同受付に参加していない市町に対して、申請を行う場合は、従来どおり各市町で定められた方法により申請書類一式を個別に提出することになります。

(岸上)

Happy New Year 申

本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。

さて、2016年1月号ということで、毎年恒例の「今年の目標」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(山崎)

年4回はライブに出る！(大寺)

あっ！と驚く事をする！！(こんぴー)

自転車を買う！(T)

趣味を増やす(AM)

腹筋を割る(ぶっち)

J1昇格(ばんばん)

前年目標の継続！！(O)

現実と向き合う(だらは)

趣味を持つ(つুকん)

減量(N)

健康第一！(N)

昇段(社保☆)

スポーツを始める！(M.S)

本を読む(Y)

風邪を引かない！(ま)

うどんを100杯食べる(ふなっしー)

10年勤続旅行に行く！(くまもん)

ワンワンとうーたんに会う！！(たかし早)

コンスタントにがんばる(KH)

即行(ごっち)

家内円満(S.Y)

旅行に行く！！(やまさき)

2/3以上観戦(ーKＴー)

子供といっぱい遊ぶ(奥)

しなやかさを身につける(H?)

毎日歩く(Y.M)

とりあえず減量？(こんこん)



ママに洗車(ーKー)

ステップアップ！！(H)

体調管理(M)

運動をする！(ドカベン)の妹)

ベランダ菜園を取れ過ぎにする(Y.O)

自転車通勤！(I)

ダイエット(TM)

大漁祈願、ゴルフ90切り、

マラソン4時間30分切り(あもう)

なにが新しいことを始める！！(M・K)

アベレージ90台前半(たかし)



年末年始休暇のお知らせ

12月29日(火)から1月3日(日)まで

年末年始休暇とさせていただきます。

ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用など一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

研修会のご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

◆日時：平成28年2月9日(火)

◆場所：徳島県教育会館

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス：http://www.skr39.co.jp/
Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181